

令和 6 年 10 月 4 日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿
(221-5887)

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 10 丁目
南大通ビルアネックス 6 階
田中・渡辺法律事務所
弁護士 渡 邊 宙

TEL:011-290-2565 FAX:011-290-2566

送信枚数：本書を含め 3 枚

回答書

前略

当職は、株式会社アイヴィ・サービス（以下、「通知会社」といいます。）の代理人として、貴法人の令和 6 年 9 月 17 日付け「申入書」と題する文書に対し、以下の通り、回答いたします。

1 第 3 の 1 項について

- (1) 貴法人は、調査委任契約書第 3 項②について、消費者契約法 10 条に該当して無効であるとして、使用中止または修正を求めています。
- (2) 通知会社は、同条項を、以下の通り、修正することを予定しております。

「調査継続中に調査活動とは関わりなく家出人又は対象人の所在が判明したときは、成功報酬の支払は不要となり、その時点において調査は終了します。この場合、基本料金（55,000 円）、調査費、諸経費の返還は、以下の通りとなります。

基本料金（55,000 円）：返還いたしません。

調査費：全調査日数のうち、調査終了までの経過日数を控除した未経過の調査日数の割合に応じた金額を返還いたします。

諸経費：全調査日数のうち、調査終了までの経過日数を控除した未経過の調査日数の割合に応じた金額を返還いたします。」

- (3) 上記修正の理由は、以下の通りとなります。

基本料金は、調査の実施とは関係なく、事情聴取、提供資料の分析、情報整理、調査方法に関する会議等に対応する料金として一律 55,000 円をいただい

ており、調査の実施前に要するものであり、中途における調査終了か否かを問わない性質のものであるため、返還する予定はございません。

調査費は、調査終了までに調査を実施しておりますので、経過日数に応じた日割計算分を調査費として受領し、未経過日数に応じた日割計算分を委任者に返還することを予定しております。

諸経費も、調査に応じて要する費用であることから、調査費に準じて対応することを予定しております。

2 第3の2項について

(1) 貴法人は、調査委任契約書第4項について、消費者契約法9条1項1号に該当して無効であるとして、使用中止または修正を求めております。

(2) 通知会社は、同条項を、以下の通り、修正することを予定しております。

「この契約成立後、委任者からの調査実行の指示がないまま3ヶ月以上が経過した場合（一旦、調査実行の指示があり、調査実行前に調査実行をキャンセルした場合を含む）は、原則として受任者は調査を終了させます。この場合、基本料金（55,000円）、調査費、諸経費の返還は、以下の通りとなります。

基本料金（55,000円）：返還いたしません。

調査費：調査費から下記①及び②を控除した残額を返還いたします。

①調査を実施した場合の実稼働分

②調査実行の指示があったが調査開始予定時間の24時間前以降にキャンセルした場合におけるキャンセル1回につき55,000円のキャンセル料

諸経費：諸経費から、調査を実施した場合の実稼働分に対応する諸経費（諸経費総額のうち、予定総稼働時間に占める実稼働時間の割合に応じた金額）を控除した残額を返還いたします。」

(3) 上記修正の理由は、以下の通りとなります。

基本料金は、調査の実施とは関係なく、事情聴取、提供資料の分析、情報整理、調査方法に関する会議等に対応する料金として一律55,000円をいただいております。調査の実施前に要するものであり、調査実施することなく中途における調査終了か否かを問わない性質のものであるため、返還する予定はございません。

調査費は、原則として全額返還いたしますが、例外的に、①3ヶ月調査実行

の指示がない期間よりも前に、調査を一部実施している場合にはその調査に応じた実稼働分の調査料を、②調査実行を指示し、調査を準備したにもかかわらず、調査開始予定時間の 24 時間前を過ぎてからキャンセルした場合には、調査準備行為（調査員の手配、事前現地確認等）を行っていることから、同行為に対する費用として、1 回につき 55,000 円のキャンセル料を、それぞれ受領することといたしました。

諸経費は、原則として全額返還いたしますが、例外的に、3 ヶ月調査実行の指示がない期間よりも前に、調査を一部実施している場合にはその調査に応じて要する諸経費が発生しているため、予定総稼働時間に占める実稼働時間の割合に応じた金額を諸経費として受領することといたしました。

3 第3の3項について

- (1) 貴法人は、調査委任契約書第9項について、消費者契約法9条1項1号に該当して無効であるとして、使用中止または修正を求めています。
- (2) しかし、通知会社は、同条項について、使用中止及び修正をする予定はございません。

上述した通り、契約締結後調査未実施の段階においても、事情聴取、提供資料の分析、情報整理、調査方法に関する会議等の調査準備行為を実施しており、人件費等の経費を要しております。この調査準備行為の料金として基本料金を受領しており、基本料金は一律 55,000 円としております。

従いまして、調査準備行為の経費に対応する基本料金であることから、平均的損害を超えるものではなく、消費者契約法9条1項1号に該当するものではないと思料いたしております。

4 第3の4項について

- (1) 貴法人は、調査委任契約書第12項について、消費者契約法10条に該当して無効であるとして、使用中止または修正を求めています。
- (2) 通知会社は、同条項を、以下の通り、修正することを予定しております。

「万一、この契約に関して訴訟に発展した場合は、委任者もしくは受任者の所在地を管轄する裁判所で行うものとします。」

以上、回答いたします。

草々